

令和3年度第2回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第二分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和3年10月8日(金)	
委員(敬称略)	第二分科会長	松原 健一 安西法律事務所 弁護士
	委員	倉井 潔 倉井潔税理士事務所 税理士
	委員	高橋 裕 学校法人専修大学商学部 教授
審議対象期間	原則として令和3年4月1日～令和3年6月30日の間における調達案件	
抽出案件	13件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	13件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1】

審議案件名 : 発達障害ナビポータル運用管理保守一式
 資格種別 : 役務の提供等(「A」、「B」又は「C」ランク)
 選定理由 : 一般競争入札(最低価格落札方式)を実施している案件中、1者応札であり、落札率が100%であるため
 発注部局名 : 国立障害者リハビリテーションセンター
 契約相手方 : Hybrid Technologies Vietnam Co.,Ltd
 予定価格 : 6,296,400円
 契約金額 : 6,296,400円
 落札(契約)率 : 100%
 契約締結日 : 令和3年4月1日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、Hybrid Technologies Vietnam Co.,Ltdが契約の相手方となった。落札率は100%である。

意見・質問	回 答
<p>予定価格算出のための参考見積のとおり(予定価格、落札金額、落札業者)となっていますが、この予定価格が適正であることについて、どのような検討をしたのでしょうか。また、なぜ、この者のみからの見積もりの取得なのでしょう。</p>	<p>工数による積算方法と概算見積の総額による金額を比較して安価な方を採用した予定価格となっております。時間的な制約もありますが、ご指摘のとおり工数による積算方法についても概算見積と同様に別事業者から工数見積を取得し、比較、検討する必要はあったと思われま。入札説明書を配布した7者のうち5者(うち2者は情報収集業者と思われる)に工数見積、概算見積を依頼したものの、見積の提出は2者、検討する時間がないという回答が2者、残り1者は無回答であった。次回入札をする際は、今年度の運用保守の仕様を参考にし、見積取得を工夫するとともに公告期間を長く設定し、応札者を増やしたいと考えております。</p>
<p>予定価格の積算に工数をそのまま採用している点は問題だと思ひます。他の類似案件から工数を持ってきて比較するなど、工数の見積もりが適切かを検証する必要があると思ひます。</p>	<p>工数見積について、見積を1者しか取得していないのは仰るとおりのご指摘かと思ひます。概算見積と同様にもう1事業者取得する必要がありましたが、PMO審査にかけるための資料等が揃わずに、公告期間が長くとれなかったため、別事業者に検討する時間をとっていただくことができなかったことが原因かと思ひます。類似案件については、センターとしてポータルサイトの構築・開発が初めてであり、考慮することができませんでし</p>

	<p>た。次回、入札時はPMO審査をかけるための準備を早く行い、できる限り公告期間を長くとり別事業者から工数見積を取得できるように工夫したいと考えております。</p> <p>(今年度PMO審査依頼予定令和3年11月、昨年度依頼令和3年2月)</p>
<p>所管の分析の通り公告期間を長く取れるように工夫願います。</p>	<p>承知しました、PMO審査を早めにかけて対応いたします。</p>
<p>契約書と秘密保持誓約書の住所などの記載が異なるのですが問題ないのでしょうか。</p> <p>また、秘密保持誓約書に日付がなく無効ではないでしょうか。</p>	<p>先方の間違いによるものですが、ベトナム本社及び代表からサインをもらったものを取得しております。</p>
<p>落札業者はベトナムの会社のように人件費の安い国の企業が参入することを前提とすると予定価格の立て方も変更すべきではないでしょうか。技術者料金は日本の大都市の技術者の単価が記載してあり、今回の予定価格では特に東京の価格を採用しているようです。どの国の企業がどこの国の人材を使ってどこで作業するのかということが分からない以上、見積もりのしようもないと言えはそれとおりで一方で調達額が過大になったり予定価格が参考にならなくなってしまうということもありそうです。今までに何か議論はされているのでしょうか。</p>	<p>政府調達のような10万SDRを越えるような大規模な契約ということであるならば、他の国の情勢を考慮し、他国の技術者料金を検討する必要もあったかと思えます。ポータルサイトの構築事業者から見積を取得した時点で、600万ほどの契約が見込まれたため、今回については議論に至っておりません。</p> <p>調達額が過大かどうかの議論につきましては、委員の仰るとおりどこの企業でもどこの国のどこの人材を使うかは分からないのでできるだけ多くの事業者から見積を取得し、検討する必要があるものと思っております。必要に応じて、契約事業者から契約額の内訳を出してもらうなど依頼したいと思えます。</p>
<p>予定価格の作成についての説明には「業者より徴取した参考見積書に記載されている工数の合計」が18,375(人日)となると記載してありますが2者とも同じ工数だったのでしょうか。</p>	<p>A社については、金額のみの見積であり、金額の内訳、工数を確認する必要があったと思われれます。別事業者との工数比較もできれば、違いが把握でき、予定価格に工夫ができたものと考えます。</p>
<p>(分科会長の意見)</p> <p>予定価格を、事業所が作成した参考見積を踏まえて算出すること自体は許容されると思いますが、過大ではないかという観点からの精査は必須と思えます。今後の調達においては、より一層の工夫を期待します。また、一者応札の回避につきましても、より一層の工夫を期待します。</p>	

【審議案件2】	
審議案件名	求人・求職情報提供サービスの操作性改善に係るハローワークシステム（ハローワークインターネットサービスサブシステム等）の開発業務一式
資格種別	役務の提供等（「A」、「B」又は「C」ランク）
選定理由	一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、低入札価格調査を実施しており、再委託を行っているため（再委託1／2以上）
発注部局名	職業安定局雇用保険課
契約相手方	富士通株式会社
予定価格	110,250,957円
契約金額	38,500,000円
落札(契約)率	34.9%
契約締結日	令和3年4月8日

(調達の概要)
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、2者応札があり、富士通株式会社が契約の相手方となった。落札率は34.9%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回答
予定価格算出のために用いている工数（人日）の適正性は、どのように確認されたのでしょうか。	工数（人日）（※業者からの参考見積）については、担当者及び別途契約をしている支援業者にて確認を行っております。
2者の応札の両方が予定価格よりも大幅に低いので、積算根拠を改めるようにして下さい。	低入札の理由としては主として通常の数額算出ではなく、算出後の大幅な値引きであり、主に予定価格の算出根拠としている工数等とは別の理由から入札額の数額が決定されていると認識しております。 業者間の競争結果を予測して予定価格の算出に組み込むことは難しく、数額の差があることを理由として大幅に予定価格の積算方法を変更する事は対応が困難です。
再委託については業務の性質上あり得ることで、特に不自然とは思われませんでした。	
入札説明会は行ったのでしょうか。参加した業者数、資料を手交した業者数、応札者が2者のみだった要因分析などはないのでしょうか。	入札説明会は開催しております。入札説明会参加者数は3者、入札説明書配布業者数は10者となります。 応札が2者のみとなった要因については、1者応札の場合は応札しなかった事業者にアンケート等を行っておりますが、本案件は2者応札であったため、アンケート等は実施していないところです。 しかしながら、落札者の他に応札があったことから、仕様や要件に応札できない要因があったとは考えておりません。
今回低入札となった理由は大幅な値引きがあったため、値引をした理由が記載してあるように落札者にとってこの案件が重要だったとのことだと理解しました。ところでなぜこの業者にとってこの案件が重要だったのでしょうか。このシステムに係わる開発や運用、保守などの業務はこの業者以外が請け負っているのでしょうか。この業者がこのシステム関連の仕事を独占するために他の業者が参入しやすい部分は極端に値下げをし、他の部分で割高になっているということはないのでしょうか。調達の仕組み上、全体のコストを評価することになっていないと思いますが、何らかの評価をしているのでしょうか。	落札者は本システムの開発・運用・保守を請け負っておりますが、それぞれ一般競争入札により、落札者の決定をしており、各々の調達において、適正なコストの範囲で落札・契約がなされているものと考えております。
契約額に対する再委託金額が記載してあり、作業内容が記載してあります。これらの下請け企業の委託金額は値引をしたことにより大幅に値下げをされているという	再委託審査においては、再委託の合理性や契約の履行に問題がないかといった観点で審査を行っており、ご懸念の様な問題の有無までは、確認できてはおりません。

<p>心配はないでしょうか。そのような調査をすることは要請されている訳ではないと思いますが、下請け企業が不当に値引を強要されていることもあり得ると思います。</p>	<p>下請法に違反するような買いたたきがあった場合には、一般的には公正取引委員会が設ける下請法に関する通報・相談窓口に関する相談窓口に通報・相談がなされると理解しています。</p>
<p>応札者が2者であればアンケートの必要はないとのことですが、できることなら入札をあきらめた理由を聞き取り、より競争性が働くような環境を作れるのか考えるヒントとして頂きたいと思います。忙しい中で終わったものにいつまでも関わってられないという実情があるかと思いますが、そこまでできると他の案件でもより競争性を高めることができるかもしれないと考えております。もっともこれは個人的な見解ですので、かつてそのようなアンケートを取った結果、あまり意味がなかったということかもしれないとも思っています。不要な作業をわざわざする必要はないですが、予定価格の適正性や競争性が働くかもしれないことがあればやれることはやって頂きたいと思います。</p>	<p>様々な機会を捉えて、市場の状況を把握し、適正な調達が行えるよう努めて参ります。</p>
<p>(分科会長の意見) 業者間の競争による値引きという事情があったにせよ、34.9%の落札率となったことを踏まえた振り返りは必要だと思います。 また、競争性の確保（最低限、一者応札を避けること）が重要であること示す例と思いますので、当該部局に限らず、省全体の問題として一層の取組を期待します。</p>	

【審議案件3】

審議案件名 : 教育訓練給付制度情報管理・検索システムの第二期政府共通プラットフォーム移行に係るシステム
更改のための調達支援業務一式
資格種別 : 役務の提供等(「A」、「B」又は「C」ランク)
選定理由 : 一般競争入札(最低価格落札方式)を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため
発注部局名 : 職業安定局雇用保険課
契約相手方 : アビームコンサルティング株式会社
予定価格 : 82,766,657円
契約金額 : 19,030,000円
落札(契約)率 : 23.0%
契約締結日 : 令和3年4月1日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、2者応札があり、アビームコンサルティング株式会社が契約の相手方となった。落札率は23.0%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回 答
<p>予定価格算出のための参考見積のとりの予定価格ですが、この予定価格(工数や単価)が適正であることについて、どのように確認されたのでしょうか。また、なぜ、この者のみからの見積もりなのでしょう。</p>	<p>参考見積については、令和2年7月時点において、令和3年度予算概算要求額の参考とするため、過去のシステム移行の際の調達支援受託者から取得した見積りです。過去のシステム移行の調達支援を受託したことがあることから、弊システムに関する知見を有しており、より適切に見積もれると考えたことから、同事業者から見積を取得いたしました。</p> <p>その後、省内PMOと協議を重ね、システム移行に関する仕様の詳細を検討して参りました。令和2年12月時点において、入札公告に必要となる予定価格について、協議してきた仕様を踏まえ、複数業者からの見積を取得する予定でしたが、省内PMOより、公示前に仕様を踏まえて再度見積を取得することは一部の業者が入札において優位となること懸念されるとの指摘があったことから、その時点で再度見積を取得することはせず、令和2年7月時点において取得した見積を踏まえ、予定価格を作成することといたしました。</p>
<p>2者の応札の両方が低入札価格調査の対象になり得る金額で、参考見積を提出した者もそれであるということから、あまり参考見積もりが役に立っていなかったと言えます。今回の低入札価格調査で入手した情報を元に積算根拠をアップデートして下さい。</p>	<p>原因として、見積もり取得時に第二期PFの概要が不明であったため、リスクを積んだ状態の見積もりであったのではないかと考えられます。今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>予定価格を算出した際の工数等を集計したもののようですが、3,214.8人日というのが当初見積りの工数だったということでしょうか。参考見積りは人時で記載されているので単位を間違ったようにも思いますがもしそうであれば予定価格を立てるときは何人日となるのでしょうか。落札者における工数の合計は204人日ということだと思いますが差異を教えてください。その差異は低入札価格調査の結果に記載のリスクを見積もったものだと思いますが具体的にどの程度の工数をリスクとして見積もったのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、単位は人時です。人日単位での変換等は想定しておりませんが、1人日=8日時として仮定すると仰るとおり401.85人日となります。どの程度の工程をリスクとして見積もったかについては、予定価格見積もり業者に対してヒアリングできていないため正確なお答えできませんが、調達仕様書等作成業務において、予定価格見積もり業者は落札者よりも約130人日の工数を多く見込んでおり、調達仕様書作成途中に第二期PFの稼働や仕様変更された場合に調達仕様書に要件を落とし込むための工数を確保しているものだと思います。また、調達支援業務においてもシステム業者から第二期PFの仕様についての質問が多めに来ることを見込んでいるものと思います。</p>

<p>上記のとおり工数が人日と人時を誤ったものとして、3214.8人時を8時間で除すと401.85人日となります。落札者の見積とは1.97倍の違いとなりますが予定価格と落札額の差は4.35倍となっています。単価が違うのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、主に単価の違いによるものです。また、落札者においては予定価格の見積もりより単価の低い担当を設定していることから、この乖離が生まれたものです。</p>
<p>(分科会長の意見)</p> <p>業者間の競争による値引きという事情があったにせよ、23.0%の落札率となったことを踏まえた振り返りは必要と思います。</p> <p>また、競争性の確保（最低限、一者応札を避けること）が重要であること示す例と思いますので、当該部局に限らず、省全体の問題として一層の取組を期待します。</p>	

【審議案件4】 審議案件名：「職業情報提供サイト（日本版O-NET）」に係る運用・保守等業務一式 資格種別：役務の提供等（「A」、「B」又は「C」ランク） 選定理由：一般競争入札（総合評価落札方式）を実施している案件中、1者応札であり、落札率が高いため 発注部局名：職業安定局雇用保険課 契約相手方：SBテクノロジー株式会社 予定価格：214,940,220円 契約金額：208,450,000円 落札(契約)率：97.0% 契約締結日：令和3年4月1日	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(調達の概要)
 一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、1者応札があり、SBテクノロジー株式会社が契約の相手方となった。落札率は97.0%である。

意見・質問	回 答
予定価格算出のために用いている工数・単価の適正性は、どのように確認されたのでしょうか。	参考見積（2者）を徴取することにより、工数・単価について、取引の実例価格や仕様書の内容と適合しているか等について確認を行い、適正性の確保に努めています。
仮に業者が交代する場合、引継ぎに要する期間・工数（人日）はどのくらいを見込んでいるのでしょうか。	期間は1ヶ月弱、工数は20人日を見込んでいます。
1者応札になった要因分析に記載してあるのは1者のみの話のようですが、入札説明会に参加したものの入札に参加しなかった業者に対するヒアリングでしょうか。仕様書を手交した業者は他にもあるようですがこれらも同じ理由によるのでしょうか。参加者を増加させるための方策については前回調達の対応として話し合われているようですがこれらの対策を実施したにも係わらず今回の1者になってしまったということでしょうか。	ご指摘のとおり、1者応札になった要因分析に記載しているのは、入札説明会に参加したものの入札に参加しなかった事業者に対するヒアリング内容です。仕様書を手交したものの入札説明会に参加しなかった事業者にも何者かヒアリングをしていますが、システム開発目的ではなく、サイトの活用等のために仕様書を受け取ったなどの回答でした。 また、ご指摘のとおり、意見招請期間に仕様書案を受け取った事業者等を含め、幅広く声かけを行うなど対策を実施したにもかかわらず1者応札となったものです。
総合評価落札方式は価格に対する品質の向上が目的の一つと思いますが予定価格を立てるときの価格は技術点が満点である場合を予定しているのでしょうか。それとも最低の水準あるいは平均的な水準を予定していたのでしょうか。	本件では価格に対する品質の向上を確保するため、入札価格に対する得点配分と技術的要件に対する得点配分を1：3としました。予定価格の決定にあたっては、予算の範囲内であるとともに、予決令第80条第2項において「予定価格は…取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、それに従い作成しているところですが、技術点の水準を想定して作成はしておりません。
総合評価落札方式では技術点が低いと価格点が高いという傾向があるように見受けられるため、より良い製品・サービスの調達には相応の金額となる一方、目的を達成できる最低限のもので良いとなるとそれなりの金額になると考えております。これらのことを踏まえて技術点と価格点の配分をしているのは分かるのですが、予定価格はどの水準を目標として作っているのか分からなかったため質問をした次第です。入札そのものについては入札者が増えるようにお考えいただければ結構かと思っております。	

(分科会長の意見)
 一者応札、高落札率ということで審議対象となりましたが、プロセスに問題はないものと考えます。
 引き続き、競争性を高める工夫をお願いします。

【審議案件5】

審議案件名 : 令和3年度高齢者・障害者雇用状況報告書の様式変更に伴う雇用管理改善指導機能群等改修業務一式
 資格種別 : -
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、再委託を行っており、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため(再委託1/2以上)
 発注部局名 : 職業安定局雇用保険課
 契約相手方 : 富士通株式会社
 予定価格 : 1,089,874,276円
 契約金額 : 987,321,500円
 落札(契約)率 : 90.6%
 契約締結日 : 令和3年4月23日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
一般競争入札(総合評価)の場合には、どのくらいの期間を要するのでしょうか。	11カ月程度が必要となります。
雇用保険サブシステムの熟知が必要とのことですが、必要な情報の伝達業務を切り出して富士通に発注することによって、競争入札とすることの可能性はないでしょうか(例えば、A社への再委託金額が大きいことから、同社が応札することの可能性はないでしょうか)。	ご指摘の方法にて競争入札とすることは可能ですが、別途切り出した業務については富士通と随意契約とする必要が生じます。また、分離調達となるため業務効率性の著しい低下や納品物を二重に求めるため不要な工数が発生する点が懸念されます。
確かに省令改正を待った場合現実的に一般競争入札は間に合わないかもしれませんが、省令改正が実施される前に様式の素案くらいはあるはずであり、またシステムの動作が大幅に変わるようなものとも思えないので変更を織り込んだ上で先に調達をすることは出来なかったのでしょうか。	一般競争入札にて調達を実施する場合には11カ月程度が必要となるため、現実的ではございません。また、省令改正前の様式の素案をベースに一般競争入札にて調達をかけた場合、様式の変更が不可能となります。すなわち契約の11カ月前に様式が確定していなければ、一般競争入札にて調達を行うことはできません。また、当該様式は相関チェック等が必要な入力有大量に存在するため、1項目の増減によってもシステムの動作やテスト工数が大幅に変化します。これらの理由により様式の素案を用いて一般競争入札を実施することは非常に難しいと考えます。
随意契約理由書の2の前半には時間的な猶予がない旨が記載されており、後半はシステムに精通している必要があると記載しています。3には随意契約の理由は契約の性質が競争を許さないものと書いていますが緊急性もあったという認識で良いのでしょうか。	ご認識の通りです。令和3年の6月1日までに新様式に改正する必要があり緊急性がございました。
予定価格調書の作成日が記載されていませんがいつ決定したのでしょうか。受注者の見積書の作成日は令和3年4月23日でこれは契約日と同日ですが金額が予定価格と異なります。金額の決定の流れをもう少し詳細に教えて下さい。	申し訳ございません。予定価格調書の作成日は令和3年3月18日となります。 金額の決定の流れは、当初参考見積を業者より取得します。担当等により内容を確認後、予定価格調書を作成いたします。契約後、業者より契約金額の内訳として見積を提出していただきます。こちらが添付の見積書となります。 参考見積を基に予定価格を作成いたしますが、市場単価等を参考にする関係から、参考見積と同額にはなっておりません。
ハローワークのシステムについては精通している必要があるとの理由で随意契約とする場合が多いような印象を受けますが基準というものはあるのでしょうか。どのような手順で決まるのか教えて下さい。	実績を鑑みて決定しています。例:ハローワークシステムの運用保守事業者・ハローワークシステムの設計開発を実施したことがあるベンダ等

(分科会長の意見)

時間的猶予がないという事情があり、随意契約としたことはやむを得なかったと判断します。

他方で、制度改革によるシステム改修は継続的に生じますので、改善策がないか、引き続き検討していただければと思います。

【審議案件6】

審議案件名 : 令和3年度ハローワークシステムで使用する消耗品（トナーカートリッジ類）の購入
資格種別 : 物品の販売（「A」、「B」又は「C」ランク）
選定理由 : 一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、1者応札であり、落札率が100%のため
発注部局名 : 職業安定局雇用保険課
契約相手方 : 沖電気工業株式会社
予定価格 : 3,200,398,201円
契約金額 : 3,200,398,201円
落札(契約)率 : 100%
契約締結日 : 令和3年4月1日

（調達の概要）

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、沖電気工業株式会社が契約の相手方となった。落札率は100%である。

意見・質問	回答
大規模の発注としたことが、かえって割高になっていないか（競争性なし）、ご意見を伺いたいです。	市場価格より大幅な値引がされており、割高となっているとは認識しておりません。
他省庁や他部局の実績は分かりますでしょうか。	把握しておりません。
同時に全国の拠点に納品ということになると、その時点で対応可能な者は限られるように思います。地域または時期を分けるなどは検討できないでしょうか。	当初、労働局毎に調達していたものを、スケールメリットを働かせるため本省で一括調達することにした経緯があること、地域分割は個々の発注数の減となることで、むしろ価格が高くなる恐れがあることから、分割は考えておりません。 また、現在も納品は四半期毎に実施しており、これ以上の分割は困難です。
前回調達の時も1者応札で落札率100%であり公示期間を3日伸ばすことによる効果は無かったように思われます。そもそも公示期間を確保できていないために1者応札になっているという分析は正しいのでしょうか。参加を見送った業者やトナー等の販売業者から聞き取るようなことはないのでしょうか。	入札参加を見送った業者にアンケートを実施したところ、メーカー純正品トナー指定であった（業者は純正品以外のリサイクルトナーを主に取り扱っていた）事が理由であるとの回答をいただいております。
純正品の調達である限り今後も1者応札となる可能性が高いと考えている、という理解で良いでしょうか。純正品であるならば機種をメーカー毎に分類して調達すると各メーカーが参加できるようになる気がします。もっともスケールメリットが無くなること、メーカーによっては値引率が悪い、などかえって調達総額が高くなることも考えられますし、手間がかかり過ぎて実行困難であるなどのこともあると思います。この辺のことはどのようにお考えでしょうか。	令和2年度以前の調達においては複数者の入札があったことから、純正品の調達としていても1者応札になる可能性が高いとは考えておりません。 調達を分離した場合、分離した分だけ調達を実施することになるため、かなりの時間と作業が必要になることが確実である一方、スケールメリット・値引き率については、現在の数量等によるものであることから、総額として高くなる可能性もあると思慮します。
この調達は全国分を一括して発注しなければならないのでしょうか。地方局毎に調達する方法と全国分を一括で調達する場合、どちらの方が競争原理が働いて安価に調達できそうですでしょうか。	当初、労働局毎に調達していたものを、スケールメリットを働かせるため本省で一括調達することにした経緯があることから、労働局毎の調達とすることは考えておりません。

<p>調達品の単価は市場価額よりもはるかに安くなっているようですが事実上定額となっていると思います。調達規模が異なれば値引率も上がって良さそうなものですが前回調達額の44倍の調達を行っても値引率が変わらないというのはいかなもののでしょうか。それとも以前の調達のと時から限界まで値引きされていたということでしょうか。</p>	<p>前回の調達に記載している金額については、補正の対応として一時的に消耗品を調達した案件であり、数量は少数であるため調達額に大幅な差異がでておりますが、単価としては令和2年度の消耗品購入にかかる年間契約と同額となっております。</p> <p>本調達については年間契約であり、数量としても多くなるためスケールメリットが働き、市場価格より大幅な値引きがされた単価が適用されていると認識しております。</p>
<p>(分科会長の意見)</p> <p>「当初、労働局毎に調達していたものを、スケールメリットを働かせるため本省で一括調達することにした経緯があることから、労働局毎の調達とすることは考えておりません。」と回答をいただきましたが、本省における一括調達の方が有利であるか否かについては、状況の変化もあり得るところですので、本省において適宜検討していただければと思います。</p>	

【審議案件 7】	
審議案件名	【変更契約】新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム設計・開発及び運用・保守一式
資格種別	—
選定理由	新型コロナウイルス関係の随意契約で、再委託を行っており、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため（再委託1／2以上）
発注部局名	大臣官房会計課
契約相手方	パーソルプロセス&テクノロジー株式会社
予定価格	1,711,686,612円
契約金額	1,711,686,612円
落札(契約)率	100%
契約締結日	令和3年3月12日

(調達の概要)
 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>予定価格・参考見積の適正性は、どのように確認されたのでしょうか。</p>	<p>参考見積については、プロジェクトの担当者と事業者との打合せ等による詳細の確認に加え、CIO補佐官等による技術面からの助言等を踏まえた確認を行っており、予定価格についてはその見積金額を妥当と判断して作成しております。</p>
<p>このシステムはもともと再委託先が多いという認識なのですが、この応札者による統括が本当に必要なのでしょうか。特に、全体の75%を占める者や国際的なベンダーが統括できないというのは不自然ではないでしょうか。上請けのようなことになっていないでしょうか。他のCOVID-19関連案件と同じ再委託先や他の案件の受託者が再委託先になるなどの例が多く（ワクチン接種円滑化システムの運用・保守等業務一式および令和3年度新型コロナウイルス接触確認アプリ等改修・運用・保守及びカスタマーサポート業務一式）、不自然に見えます。</p>	<p>前提として、本調達に際しては、複数事業者に提案を募り、外部委員も含めた評価委員会を開催し、提案内容の評価を行った上で、委託事業者を決定しています。その後、何度か契約変更が行われていますが、再委託の体制については、当該提案時の体制を踏まえたものとなっており、新型コロナ対策に関連する政策課題に対して、迅速かつ的確に対応する必要があるという受託業務の特性なども踏まえて、妥当なものであったと考えてます。</p>
<p>わかりました。今後経緯がわからなくなることがないように記録と引き継ぎをして頂きますようお願いいたします。</p>	
<p>要件定義書の改版履歴と再委託検討資料の契約金額の履歴は対応しているのでしょうか。当初契約時には再委託先がこれほど膨らむことは予想されておらず、令和2年9月に一気に増えたのでしょうか。当初契約時は随意契約だったのでしょうか。</p>	<p>要件定義書の改版履歴と再委託検討資料の契約金額の履歴は一対一対応となっているものではございません。当初契約時は、新型コロナの感染拡大状況を踏まえて、緊急の理由による随意契約により、開発フェーズとして令和2年4月23日から令和2年7月31日までの契約を締結しております。その後、運用フェーズとして令和2年7月31日に年度末までの期間延長等の変更契約を締結しております。ご指摘の令和2年9月の変更に関しては、再委託先は業務追加に伴うA社の追加のみであり、「一気に増えた」ものではないと認識しています。</p>
<p>令和2年9月の改版によって一気に契約額が増加したのだとするとその際に契約を改定部分毎に切り分けて発注することは考えたのでしょうか。おそらくバラバラに発注するとシステムが作れない、あるいは時間がかかり過ぎる等の理由があったと思いますが事情を教えてください。</p>	<p>令和2年9月の変更契約においては、実績を踏まえたHER-SYSのライセンスの増加やCOCOAのサポート業務の拡充を行っており、約1億円程度の増額となっております。ご指摘の「一気に契約額が増加」したのは、運用フェーズへの移行に伴って年度末までの運用等経費（7か月分）が増額された令和2年7月の変更契約時点（約9億円の増）と史料されます。本発注では、運用フェーズに移行した後も、政策課題に適時適切に対応する必要があったことから、分割発注ではなく、開発事業者への変更契約により対応することとしております。</p>

<p>再委託先のB社という企業が調達額の75.2%の価格で再委託をしています。また、令和3年4月1日以降の当該システムの運用・保守についてはB社が随意契約によって受注しているようです。また、パーソルプロセス&テクノロジーは工程管理や品質管理をしているとの記載もありました。そうすると当初から契約を分解できたようにも思えますが分解しないほうが良い理由があったのでしょうか。</p>	<p>前提として、本調達に際しては、複数事業者に提案を募り、外部委員も含めた評価委員会を開催し、提案内容の評価を行った上で、委託事業者を決定しています。その後、何度か契約変更が行われていますが、再委託の体制については、当該提案時の体制を踏まえたものとなっており、また、受託業務の特性（新型コロナ対策に関連する政策課題に対して、迅速かつ的確に対応する必要性）なども踏まえて、妥当だったものと考えております。</p>
<p>見積書が添付されていますが人工、単価などが分かりません。特に単価は何の資料を使ったのか教えて下さい。</p>	<p>参考見積については、プロジェクトの担当者と事業者との打合せ等による詳細の確認に加え、CIO補佐官等による技術面からの助言等を踏まえた確認を行っています。</p>
<p>参考見積を検討した際の単価は何の資料を使ったのか教えて頂けますでしょうか。</p>	<p>「積算資料（経済調査会）」などの刊行物を用いたものはありませんが、契約金額（配置体制）については、昨年度実績も勘案した上で、事業者からのヒアリング等によって確認を行ったものです。</p>
<p>(分科会長の意見) 新型コロナウイルス対応ということで、状況の見通しが不確かであり、また緊急性があることから、随意契約としたことはやむを得ないと思います。状況の変化に応じて、より競争性を高める方策が可能かを不断に検討していただければと思います。</p>	

【審議案件 8】	
審議案件名	: ワクチン接種円滑化システムに係る運用・改修支援等業務一式（令和3年度）
資格種別	: ー
選定理由	: 新型コロナウイルス関係の随意契約で、再委託を行っており、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため
発注部局名	: 大臣官房会計課
契約相手方	: 株式会社野村総合研究所
予定価格	: 113,096,692円
契約金額	: 113,096,692円
落札(契約)率	: 100%
契約締結日	: 令和3年4月1日

(調達の概要)
 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
予定価格・参考見積の適正性は、どのように確認されたのでしょうか。	参考見積については、「参考資料（NRI）R3 当初見積内訳」にて積算を確認しており、また、単価については、当該事業者が厚生労働省のみならず民間会社も含めて提示している金額で契約しているとのことであったため、適正価格であると判断しました。また、予定価格についてもその見積金額を妥当と判断して作成しております。
本案件は特別に大きな問題は無いと思われます。価格の交渉等は行われたのでしょうか。	価格交渉を行いました。当該事業者が厚生労働省のみならず民間会社も含めて提示した単価で行っていること、また本案件が緊急案件であることを理由に社内（野村総合研究所内）で承認を得ることができず、減額は認められませんでした。
随意契約の理由は競争を許さない場合ということでしょうか。緊急性ということでしょうか。あるいはこれらの混合と考えておられるのでしょうか。	ワクチン接種に関しては迅速かつ確実な対応が求められており、緊急性及び求められる業務の継続性を加味すると、最も合理的に事業を行うことができるのは現行事業者のみであると判断し、双方を踏まえて随意契約としております。
条件欄中の(対応)に「緊急案件であることを理由に・・・減額は認められませんでした」とありますが、これは受注者において緊急の対応を迫られているため平常時ならば割引けるはずの金額も割引けなかったという意味でしょうか。それとも緊急時だからと言って特別に値引をするようなことはしないということでしょうか。	既に適正な価格・工数を提示しているため仮に平常時であっても減額は不可であるところ、本案件は緊急案件であり通常の役務以上に確実な業務履行が求められていることから、なおさらこれ以上の減額は不可でした。
予定価格の見積の資料がありませんので人工や単価についての資料をお願いします。市場価格などについても調べたのですがそれらの資料との差異（人工、単価など）を分析した資料（技術者レベル毎の人工や単価の集計表など）があればそれを見せて下さい。	「参考資料（NRI）R3 当初見積内訳」にて積算を確認し、また、単価については、当該事業者が厚生労働省のみならず民間会社も含め提示している金額で契約しているとのことであったため、適正価格であると判断しました。
この事業者は令和2年8月からのワクチン接種円滑化システムの開発運用にかかわる調査分析、調達支援及び工程管理支援業務の受注者だと思いますがこのときには他の業者も入札したのでしょうか。入札はしたものの落とせなかった業者に今回の見積もりなどは依頼したのでしょうか。	当システムは令和3年2月中旬に本格稼働しましたが、接種のピーク時期は令和3年5月以降を想定していました。ワクチン接種は政策的に流動的な要素も多く、加えて国の事業実施判断から極めて短い期間での対応が求められるところ、稼働初期段階である当システムの運用・改修支援業務を確実に実行するためには、既に業務内容を理解している現行事業者以外に存在しえないとの判断に至り特命随意契約にて手続きを進めていたため、他社からの見積りは取得しておりません。なお、昨年度の入札の際は現行事業者である野村総合研究所以外にA社が入札しております。

(分科会長の意見)

新型コロナウイルス対応ということで、随意契約としたことはやむを得ないと思います。状況の変化に応じて、より競争性を高める方策が可能かを不断に検討していただければと思います。

【審議案件9】

審議案件名 : ワクチン接種円滑化システムの運用・保守等業務一式 (令和3年度)
資格種別 : -
選定理由 : 新型コロナウイルス関係の随意契約で、再委託を行っており、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため
発注部局名 : 大臣官房会計課
契約相手方 : 日本電気株式会社
予定価格 : 974,999,993円
契約金額 : 974,999,993円
落札(契約)率 : 100%
契約締結日 : 令和3年4月1日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
予定価格・参考見積の適正性は、どのように確認されたのでしょうか。	参考見積については、「参考資料(NEC) R3当初見積内訳」にて積算を確認し、契約当初に想定していた当システムの業務内容に見合った適正価格であると判断しました。また、予定価格についてはその見積金額を妥当と判断して作成しております。
このシステムはもともと再委託先が多いという認識なのですが、この応札者による統括が本当に必要なのでしょうか。上請けのようなことになっていないのでしょうか。他のCOVID-19 関連案件と同じ再委託先や他の案件の受託者が再委託先になるなどの例が多く、不自然に見えます。	再委託先の件数についてですが、うち4者は日本電気株式会社(NEC)の関連会社となっております。これはNECが機能ごとに法人を分けていることが要因であり、このことにより再委託先が多くなるのはやむをえず、またNECが統括としてとりまとめを行い作業することは妥当と考えます。全体の再委託比率についても50%を下回っておりますので、本業務における再委託については適切であり問題ないと考えています。
わかりました。今後経緯がわからなくなることがないように記録と引き継ぎをして頂きますようお願いいたします。	
当該システムの設計、開発等を行った業者で当初から随意契約だったようですがその選定理由を教えてください。	本システムの開発については、調達・工程管理支援業者の決定が令和2年8月中旬となり、そこから支援業者の支援を受けつつ、開発に係る調達仕様書の作成、その他準備を進めることとなりました。しかしながら、ワクチンの開発状況や接種の体制が流動的であることから、短いシステム開発期間においてそれに柔軟かつ迅速に対応できる体制を有することが必須であり、運用においても同様の対応を行うことが可能な事業者を選定する必要がありました。 そのため、提案書評価委員会において提案書を審査の上、適切な意思決定を経て条件を満たす事業者の選定を行ったところ、要件を満たすのは日本電気株式会社のみでした。 国民の命と健康を守り社会機能を維持するためには、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐことが重要であり、そのために必要なワクチン供給体制の支援に必要な当該システム構築を大規模且つ早期構築、想定される開発期間といった条件を勘案し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、日本電気株式会社と特命随意契約により契約締結しました。

<p>価格交渉を行った結果、減額が認められなかったとの記載がありますがその理由は何でしょうか。当該システム的设计、開発から今回の契約終了までの期間の金額として合理的な金額だったのか検討しているのでしょうか。</p>	<p>本業務における価格提示は既に適正価格の提示を行っており、業務の確実な履行のためにはこれ以上の更なる減額は困難でした。その際、「参考資料 (NEC) R3 当初見積内訳」にて積算を確認し、当初想定していた業務内容として合理的な適正価格であると判断しました。</p>
<p>見積書には人工や単価に関する資料がありませんでした。内訳を示すもの、特に人工や単価に関する資料 (技術者レベルごとの人工、単価を集計したもの) を頂けますでしょうか。その他のシステムの調達に比して高くなっていることはないでしょうか。</p>	<p>「参考資料 (NEC) R3 当初見積内訳」にて積算を確認しましたので送付します。他システムとは要件が異なるため比較は困難であると考えますが、契約当初に想定していた当システムの業務内容に見合った適正価格であると判断しました。</p>
<p>(分科会長の意見) 新型コロナウイルス対応ということで、随意契約としたことはやむを得ないと思います。状況の変化に応じて、より競争性を高める方策が可能かを不断に検討していただければと思います。</p>	

【審議案件10】

審議案件名 : 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムの改修及び運用・保守一式
資格種別 : -
選定理由 : 新型コロナウイルス関係の随意契約で、再委託を行っており、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため
発注部局名 : 大臣官房会計課
契約相手方 : 株式会社F I X E R
予定価格 : 1,440,652,408円
契約金額 : 1,375,312,408円
落札(契約)率 : 95.5%
契約締結日 : 令和3年4月1日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
予定価格・参考見積の適正性は、どのように確認されたのでしょうか。	参考見積の適正性については、プロジェクトの担当者と事業者との打合せ等による詳細の確認に加え、CIO補佐官等による技術面からの助言等を踏まえた確認を行っており、予定価格についてはその見積金額を妥当と判断して作成しております。
本案件は特別に大きな問題は無いと思われます。価格の交渉等は行われたのでしょうか。	プロジェクトの担当者と事業者との打合せ等による詳細の確認に加え、CIO補佐官等による技術面からの助言等を踏まえた確認を踏まえ、価格交渉等を行っています。
この改修及び運用・保守一式の元となる調達は令和2年4月23日契約の新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム設計・開発及び運用・保守一式」という契約でしょうか。そのシステムの令和3年4月1日以降の改修及び運用・保守を今回調達したという理解で良いのでしょうか。	ご認識のとおりです。
見積書の内訳が添付されていますが人工・単価についての資料がありません。技術者レベル毎の人工、単価を集計した資料を下さい。	より詳細な人工・単価の整理には時間を要するため提示困難ですが、担当要員のレベル、配置体制については、昨年度実績も勘案した上で、プロジェクトの担当者と事業者との打合せ等による詳細の確認に加え、CIO補佐官等による技術面からの助言等を踏まえた確認を経たものであり、適正な見積であるとの認識です。
単価は何の資料を使ったのかだけ教えてくださいませんか。	「積算資料(経済調査会)」などの刊行物を用いたものはありませんが、契約金額(配置体制)については、昨年度実績も勘案した上で、事業者からのヒアリング等によって確認を行ったものです。

(分科会長の意見)

新型コロナウイルス対応ということで、随意契約としたことはやむを得ないと思います。状況の変化に応じて、より競争性を高める方策が可能かを不断に検討していただければと思います。

【審議案件11】	
審議案件名	令和3年度新型コロナウイルス接触確認アプリ等改修・運用・保守及びカスタマーサポート業務一式
資格種別	—
選定理由	新型コロナウイルス関係の随意契約で、再委託を行っており、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため
発注部局名	大臣官房会計課
契約相手方	株式会社エムティーアイ
予定価格	313,897,100円
契約金額	313,897,100円
落札(契約)率	100%
契約締結日	令和3年4月1日

(調達の概要)
 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
<p>予定価格算出のための参考見積のと通りの予定価格ですが、この予定価格(工数や単価)が適正であることについて、どのように確認されたのでしょうか。</p>	<p>参考見積の適正性については、プロジェクトの担当者と事業者との打合せ等による詳細の確認に加え、CIO補佐官等による技術面からの助言等を踏まえた確認を行っており、予定価格についてはその見積金額を妥当と判断して作成しております。</p>
<p>このシステムはもともと再委託先が多いという認識なのですが、この応札者による統括が本当に必要なのでしょうか。上請けのようなことになっていないのでしょうか。他のCOVID-19関連案件と同じ再委託先や他の案件の受託者が再委託先になるなどの例が多く、不自然に見えます。</p>	<p>本案件に関しては、「【変更契約】新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム設計・開発及び運用・保守一式」のうち、「接触確認アプリ」(COCOA)に関するR3年度の改修・運用・保守及びカスタマーサポート業務一式に関する業務を委託するものとなっております。</p> <p>本委託業務は、令和2年度においては、緊急的な新規システムの構築及び継続した機能改修等を行う観点から、プロジェクト全体の工程管理・品質管理及び運用支援をA社がプライムとして担ってきたところですが、令和3年度においては、構築したシステムの継続運用が主対応となること等を踏まえ、接触確認アプリの実質的な運用・保守業務を担っていたエムティーアイが受注しているものです。再委託については、令和2年度と同様に、広範に渡る業務に的確に対応可能な体制を効率的に確保する必要性に基づき実施されているという点で合理性があるものと判断しており、加えて、当初契約時において再委託割合が約30%であったという状況からも、妥当な内容であると考えます。</p>
<p>わかりました。今後経緯がわからなくなることがないように記録と引き継ぎをして頂きますようお願いいたします。</p>	
<p>このアプリの設計・開発等についてはB社が受注し、その再委託先としてエムティーアイが参加していたのでしょうか。また、カスタマーサポートもB社の再委託先としてC社が受託していたという関係でしょうか。見積書の内訳には今回の調達においてカスタマーサポートはエムティーアイとC社の両社が担当するように記載されていますが、もしB社の下で両社が並列的に異なる業務を受託していたのであれば改修・保守・運用とカスタマーサポートを分離して調達する方法もあったかと思えます。これについては分解できない、あるいは分解すると不利益があるなどの事情があったのでしょうか。</p>	<p>令和2年度においては、B社が受注し、再委託先としてエムティーアイ、エムティーアイからの再々委託先としてC社という体制となっていました。本業務においては、改修・保守・運用とカスタマーサポートについて、新型コロナの情勢も踏まえた一体的な対応の必要性が見込まれていたことから、現在の業務体制となっております。</p>

<p>内訳に記載されている担当者の単価は通常の調達における同水準の技術レベルの単価に比して妥当と言える金額だったのでしょうか。</p>	<p>参考見積の適正性については、プロジェクトの担当者と事業者との打合せ等による詳細の確認に加え、CIO補佐官等による技術面からの助言等を踏まえた確認を行っており、本案件の性質等も踏まえ、妥当だったものと考えております。</p>
<p>カスタマーサポートの人数や単価について資料をお願いします。また、患者数の増減によって問い合わせも増減すると想像されますがそのような変動が生じた場合でも定額という契約なのでしょうか。</p>	<p>カスタマーサポートの人数や単価の詳細に関する既存資料はございませんが、実施体制については、昨年度実績も勘案した上で、プロジェクトの担当者と事業者との打合せ等による詳細の確認に加え、CIO 補佐官等による技術面からの助言等を踏まえた確認を経たものであり、適正な価格設定であるとの認識です。</p> <p>なお、請負契約であるため契約額は定額となっておりますが、利用状況の実態に見合った体制にすべく、事業者と事前調整の上で適宜現行の契約の見直しを検討していく想定です。</p>
<p>(分科会長の意見) 新型コロナウイルス対応ということで、随意契約としたことはやむを得ないと思います。状況の変化に応じて、より競争性を高める方策が可能かを不断に検討していただければと思います。</p>	

【審議案件12】

審議案件名 : 希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業
資格種別 : 役務の提供等 (「A」、「B」又は「C」ランク)
選定理由 : 一般競争入札 (総合評価落札方式) を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため
発注部局名 : 医政局
契約相手方 : 株式会社BRICK's
予定価格 : 135,011,360円
契約金額 : 10,595,200円
落札(契約)率 : 7.8%
契約締結日 : 令和3年4月1日

(調達の概要)

一般競争入札 (総合評価落札方式) を行ったところ、2者応札があり、株式会社BRICK's が契約の相手方となった。落札率は7.8%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回答
不落を恐れるあまり、予定価格を高く設定過ぎている印象です。初回の入札時期を早めるなどして、不落のリスクとの調整はできないのでしょうか。	予定価格の設定について至らぬところがあり、申し訳ありません。入札時期について、令和3年度事業の入札手続きは、12月下旬の政府予算案の決定を受け、そこから直近の公共調達委員会審査の締切(1月上旬)に間に合うよう必要書類を提出する、という形で、可能な限り早い入札公告を行ったと認識しています。そのため、更に再入札等の手続きが可能なだけの早期化はかなり難しいと考えます。ただ、いずれにしても不測の事態に出来るだけ対応できるよう更に速やかな手続きは重要であり改善に努めて参ります。
昨年度、今年度の履行状況は如何でしょうか。	入国規制により訪日外国人がほぼゼロとなったこともあり利用件数は少ない状況です。(令和2年度事業で11件応答率100%) ただ、登録医療機関は2年度において121機関増加、3年度も9月末までで既に60機関が新規増となり、計222機関となりました。また、事業説明会には200名以上が参加するなど、医療機関での需要はあり、観光客の受入再開や事業の周知の進展に伴い利用増が見込まれております。
予算確保の段階から再検証して、現実にあった調達事務を行うようにして下さい。翻訳はどんどん機械化され低価格化が進んでいます。	ご指摘ありがとうございます。今回の契約額は令和2年度の契約額と比しても約40%の低価格となりました。通訳事業者を取り巻く状況の変化に注意し適正な調達に努めて参ります。
開札調書の順位に3位とありますが、応札者は2者で間違いないでしょうか。ご確認願います。	ご指摘のとおり応札者は2者であり、順位の記載2位、3位は、それぞれが1位、2位の誤りです。大変失礼いたしました。
予定価格の積算資料中の(ア)415,000円の次に記載してある「0.6」とは何でしょうか。通訳者の1日の労働時間のうち6割を当該事業に使うこととする、ということでしょうか。積算資料の内訳が分かるものを見せて下さい。	令和元年、2年の契約を鑑みても、本事業専属の通訳オペレータ確保という前提は現実的で無いことから、複数事業を兼務している状態を想定し、0.6という計数を設定しました。ただし、この数字の明確な根拠を説明できるものはありません。
予定価格を積算する上で見積もりは徴取しなかったのでしょうか。	令和2年度の入札実績もあったことから、新たな見積もりの徴取は行いませんでした。ただ、その入札実績と比しても予定価格は高額なものであり、改善が必要であると認識しております。

<p>令和 2 年 1 月の契約時の当委員会の質問事項に類似の業務を行っている業者を前提とした見積もりができないか確認したところ、新規に参入したい事業者には妨げになるかもしれない、という回答でした。新規参入も大事だと思うのですがどのような事業者が新規に参入することを前提としているのでしょうか。全く新規に事業を立ち上げる業者を前提とするのは非現実的だと思います。既存の人員や設備を流用し、他の業務と並行しながら本調達の実務を行える事業者、というような前提であれば予定価格の立て方も変わるのではないのでしょうか。</p>	<p>一事業の担当者レベルとしての見解となりますが、公共調達の目的として入札参加資格はできる限り制限せず、幅広い事業者の参加が可能であることが重要と認識しています。</p> <p>ただ、本事業では入札参加資格として、通訳の質を担保するために、最低限過去5年間の電話通訳提供実績を求めています（2年度事業の実施の際、公共調達委員会からは現在の実績要件についても、参入業者を狭める可能性に言及されています）ので、全くの新規参入は想定していませんが、提供言語数等に細かい制限は設けていませんので、新規採用により対応言語を拡げようとしている小規模の事業者等の参入も考えられます。そういった事業者も落札できる予定価格でないと、特定の業者しか落札できない隠れた入札参加資格を設定していたことになり、入札公告や仕様書との齟齬が生じると考えます。</p> <p>一方で既存の体制の流用が予定価格と落札額との乖離に繋がるというご指摘はごもっともであり、また上記実績要件とも矛盾しないことから0.6という調整率で予定価格を下げつつ、上記のような新しい事業者の参入も可能となるよう試みました。</p> <p>また、既存体制の流用で賄える事業者という条件を設定した場合も、事業の趣旨としては24時間365日利用可能な体制を確保することが必要であり、既存の体制を流用しても、利用されていない時間も含めた人件費が常に発生しているという考え方に変更は無いため、実績が豊富な事業者であれば今回設定した0.6が大きく下がるようイメージでの積算になると考えます。</p>
<p>新規参入を促す目的と予定価格の実際的な設定というのは二律背反となる以上、今後も予定価格と入札金額の乖離は致し方なし、ということでしょうか。予定価格を実際的な価格に設定することが入札の目的ではないので仕方がないかもしれませんが、予算という点からはある程度実情に合わせた見積もりを選択せざるを得ないと思います。</p>	<p>ご回答させていただいたとおり乖離を解消すべく調整を試みておりますので、引き続き会計課のご指導も受けつつ、両立を目指した改善を進めるとともに、予算段階から所要額についても見直しを行い、適正な調達の実施に努めて参ります。</p>
<p>(分科会長の意見)</p> <p>予定価格の算出において、全く新規に事業を立ち上げる事業者を前提とするのか、既存の人員や設備を流用し、他の業務と並行しながら本調達の実務を行える事業者を前提とするのか、あるいは、両者の折衷的な考え方を前提とするのか、悩ましいところです。</p> <p>一長一短があるかと思しますので、今後の検討課題としていただければと思います。</p>	

【審議案件13】

審議案件名 : 新興・再興感染症データバンク事業一式
 資格種別 : -
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、再委託を行っており、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため
 発注部局名 : 健康局
 契約相手方 : 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
 予定価格 : 2,997,960,000円
 契約金額 : 2,997,960,000円
 落札(契約)率 : 100%
 契約締結日 : 令和3年4月1日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
再委託費が多額ですが、再委託費の金額の適正性はどのように確認しているのでしょうか。	再委託にあたっては厚生労働省に承認を得ることとしています。承認にあたっては、再委託の業務内容や必要性、金額等を申請させ、適宜内容を確認のうえ、適否を判断しています。 なお、再委託金額の適正性については、国立国際医療研究センターの諸会計手続きを経て行われるものであり、適正性は確保されているものと考えています。
再委託が1/2以上とのことなのですが、業務計画書を見せる限り、再委託先毎の金額を見てもそういう金額になっていないように思われます。ほかにもあるのでしょうか。あるいは読み方が違うようでしたら教えて下さい。	業務計画書に記載の再委託毎の金額は、事業計画書提出時にあわせて再委託承認申請があったもののみであり、事業全体の再委託は、委託費所要額調書に記載の各内訳中「委託費」に計上されているものが再委託に該当(今後承認申請されるものを含む)すると認識しています。 これら「委託費」に計上された経費を合計すると、1/2を超えることになると考えています。
随意契約理由書の内容からは会計法第29条の3第4項に明確に合致しているかどうかいまひとつ判然としないように思います。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するということでしょうか。受託者の設立目的に合致していて専門性、知見、公衆衛生すべてを兼ね備えている機関が他にないため当該事業の目的を達成するためには受託者と契約する他なかったということでしょうか。	閣議決定された方針等を踏まえ、本事業を実施することとしており、法人の設立目的、実際の業務内容等から、本事業を実施できるのは国立国際医療研究センターのみと認識しています。
(分科会長の意見) 指摘はございません。	

24都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
 電話03-5253-1111(内7965)